

2回目の国際協同組合年に向けて

—認知度向上と共済事業—

一般社団法人JA共済総合研究所

専門職 たけだ としひろ 武田 俊裕

国連は、一年間を通じて、平和と安全、開発、人権／人道の問題など、一つの特定のテーマを設定し、国際社会の関心を喚起し、取り組みを促すために「国際年」を制定しています。その一環として2023年12月の「社会開発における協同組合」と題する総会決議のなかで、2025年を2012年に続き2回目の国際協同組合年（International Year of Cooperatives=IYC）とすると決めました。

そこで、一般社団法人JA共済総合研究所の武田俊裕氏に、2回目の制定に至った背景や、2012年におけるわが国の協同組合の取り組みを考察いただくとともに、2025年において、どのような取り組みが必要なのかを、特に共済事業を運営する協同組合の視点から提言いただきました。

<本稿の構成>

1. 2回目の国際協同組合年に臨むわが国の協同組合
 - (1) 2回目の国際協同組合年
 - (2) わが国における国際協同組合年の取り組み
 - (3) 協同組合が社会・経済に貢献できる理由
2. 認知度向上と共済事業
 - (1) 協同組合ごとの事業・活動内容の違い
 - (2) 保障の提供・提案による地域貢献
 - (3) 共済事業の公益的役割
 - (4) JCAパンフレットの補完
3. 結語

1. 2回目の国際協同組合年に臨むわが国の協同組合

(1) 2回目の国際協同組合年

2023年12月、国連総会は2025年を「国際協同組合年」とし、加盟国・国連とすべての関係者が、協同組合を振興し、SDGs（持続可能な開発目標）の実施と社会・経済開発全体に対する協同組合の貢献に対する認知を高める方法として、国際協同組合年を活用することを促す旨の決議を採択しました。

国連が「国際協同組合年」を定めたのは、2012年に続き2回目です。なぜ2回目が必要と考えられたのでしょうか。

2015年にSDGsが設定された背景には、新自由主義のもたらした自然・環境の破壊、労働条件の悪化、貧困・格差の拡大と社会の分断等によって、環境・経済・社会の各側面で持続可能性が危機に瀕しているという認識がありました。2012年当時、国連の開発目標であったMDGs（ミレニアム開発目標）は、開発途上国における貧困・飢餓・疾病の克服に主眼を置いたものでしたが、その後の持続可能性に対する危機感の高まりを受け、SDGsはすべての国・関係者が取り組むべき広範な目標を設定しており、改めて、営利主導型ではない協同組合による貢献の可能性が注目されることになったのです。

2015年には想定されていなかった、コロナ禍による世界的パンデミックの脅威や経済的格差

の拡大、ロシアのウクライナ侵攻による食料・エネルギーをめぐる安全保障についての危機感の高まりも、SDGsの達成の可能性に影を落としています。

(2) わが国における国際協同組合年の取り組み

2012年の国際協同組合年にあたって、わが国の協同組合は、「協同組合の発展」「政策・制度の整備」「社会・経済への貢献に対する認知度の向上」に加えて、2011年3月に発生した「東日本大震災からの復旧・復興」を基本的目標として掲げ、これらのなかでも「認知度の向上」を最も重視して、協同組合の果たす役割についての情報の発信に取り組みました。

「2012国際協同組合年全国実行委員会」が公表した「活動報告・総括」において、この年の取り組みの成果として筆頭に挙げられたのが、協同組合間連携や協同組合以外との連携による新たな取り組みの契機となったことです。この動きは、組織面では、2018年のJCA（日本協同組合連携機構）の発足に結実しました。戦略面では、2021年にJCAが「協同をひろげて、日本を変える」という「JCA2030ビジョン」を設定したことにより、2030年までに「成長・競争一辺倒とも言えるいまの社会を持続可能な地域社会の実現へ転換する」という、JCAの会員団体が目指すべき社会像を共有することにつながりました。JCAは実務面でも、各地の各種協同組合への働きかけや連携事例の共有など、現在の協同組合内外の連携をけん引しています。

一方、協同組合の価値・役割を広く国民に認知していただき、協同組合運動を促進することについては、組合員を含む学習の広がりには不十分であり、継続して取り組む必要があると総括されました。最も重要な目標であった「社会・経済への貢献に対する認知度の向上」について、2011年までと比べて明確に向上した、と肯定的

に振り返ることは難しいのが現状ではないでしょうか（次ページ表1）。

2回目の国際協同組合年に向けて、2024年7月9日、わが国の協同組合と国際協同組合年の趣旨に賛同する団体の代表者は、「第1回2025国際協同組合年実行委員会」を開催しました。この委員会の場で、持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目指して、「協同組合に対する理解を促進し、認知度を高める」という活動目標を筆頭に掲げ（次ページ表2）、この目標に向けて、「全国の協同組合組織に対し、学び、実践し、発信することを呼びかけ、これを支援」する活動を行うことが確認されました。

(3) 協同組合が社会・経済に貢献できる理由

協同組合に対する理解を促進し、認知度を高めるためには、協同組合がなぜ社会・経済に貢献できるのか、なぜそれが期待されているのかを知り、伝える必要があります。

協同組合の理念を示すためにICA（国際協同組合同盟）が1995年に採択した「協同組合のアイデンティティに関するICA声明」には、「人々の経済的なニーズや願いだけでなく、社会的・文化的なニーズや願いを叶えることを目的とする」という定義と、その実現のために、「地域社会の持続的な発展のために活動する」、また「協同組合は互いに協同（連携）する」という運営指針が、理念の一部として定められており、わが国の各種の協同組合も、SDGs以前からこれらを共有しています。

わが国の協同組合には、生協とJA・JFとの産直をめぐる連携や災害時の緊急支援・復興支援を中心とした経験や人的交流の蓄積があり、また、近年、2012年の国際協同組合年を契機として、各地域における連携組織の整備が進み、地域社会の課題解決に向けた協同組合内外の連携の機運が高まっています。

(表1) 協同組合についての認知度の現状

① 社会問題や暮らしの向上に熱心な団体はどれか

国・政府	地方自治体	大手企業	中小企業	財団・社団法人
29.9%	47.0%	21.7%	12.5%	8.8%
協同組合	労働組合	NPO法人	町内会・自治会	その他
6.1%	8.1%	22.6%	12.6%	9.0%

② 次の団体を「協同組合」だと思うか

農協 (JA)	漁協 (JF)	森林組合	労働金庫、信用金庫、信用組合	購買生協・コープ、大学生協
37.7%	28.2%	21.8%	18.2%	30.7%
医療生協	こくみん共済coop <全労済>、都道府 県民共済、コープ共 済	労働者協同組合、ワ ーカーズ・コレクテ ィブ	事業協同組合	いずれも「協同組合」 とは思わない
17.3%	40.3%	32.3%	39.6%	24.6%

③ 「協同組合」はどのような団体だと思うか

行政機関の一つ	半官半民の団体	民間の営利団体	民間の非営利団体	わからない
4.8%	12.8%	26.7%	17.6%	38.0%

④ 協同組合に今後どのような組織であってほしいか

利用者同士の交流・ 助け合いの推進	地域のつながりを強 化する活動の推進	地域に根差した社会 貢献活動の推進	時代に合った生活者 支援	誰でも利用できる生 活者支援
13.8%	17.0%	23.1%	29.1%	29.0%
生活者の暮らしのき め細かいサポート	低価格で多くの人 が利用できる事業・サ ービスの提供	民間企業や行政には ない独自の事業・サ ービスの提供	SDGsの達成に向け た取り組み	あてはまるものはな い
21.7%	36.6%	23.7%	14.8%	23.8%

(出典) 全労済協会「勤労者の生活意識と協同組合に関する調査報告書 (2022年度版)」に基づき筆者作成

(表2) 2025年国際協同組合同年における活動目標

- 1 協同組合に対する理解を促進し、認知度を高めること
- 2 協同組合の事業・活動・組織の充実を通じてSDGs達成に貢献すること
- 3 地域課題解決のため協同組合間連携や様々な組織との連携を進めること
- 4 国際機関や海外の協同組合とのつながりを強めること

(出典) JCA「IYC2025ニュース1号」に基づき筆者作成

わが国の多くの単位協同組合には事業・活動の区域が定められており、「その地域の組合員が、地域のさまざまなニーズの充足や課題の解決・改善に取り組む」という意味で、地域に密着した存在として事業・活動に取り組んでいます。第一次産業に関わる種々の協同組合と消費生活に関わる多くの協同組合が各地域において活動しているほか、それ以外にもさまざまな当

事者が協同組合を設立し、活動しています。地域社会を構成するさまざまな立場の人々が、互いに連携しながら、地域社会の課題の解決・改善に主体的に関わることが可能な枠組みとなっているのです。

2016年にユネスコ（国際連合教育科学文化機関）が「協同組合において共通の利益を形にするという思想と実践」を無形文化遺産として登

録した際、協同組合は「共通の利益と価値を通じてコミュニティづくりを行うことができる組織であり、雇用の創出や高齢者支援から都市の活性化や再生可能エネルギープロジェクトまで、さまざまな社会的問題への創意工夫ある解決を編み出している」と評価されました。こうした評価や期待が、2回目の国際協同組合年が設けられた背景となっていると考えられます。

次節では、共済事業を行う協同組合が認知度の向上に取り組むにあたって、共済事業が地域社会において果たす役割をどのように捉え、表現すべきかを検討します。

2. 認知度向上と共済事業

(1) 協同組合ごとの事業・活動内容の違い

共済事業の場合、協同組合ごとに共済種類・保障内容（保障仕組の開発方針）・推進方法や地域貢献活動の内容がまちまちであり、共済事業が地域社会にどのように貢献しているか（貢献しようとしているか）は、それぞれの協同組合が的確に整理し、組合員や地域の人々に伝えていく必要があります。

その際に代表的な要素となると考えられる項目の例を挙げたのが（次ページ表3）です。SDGsに関する対応方針や活動計画が策定されていない協同組合では、これらの項目から該当するものを選び、あるいは自らの特徴である項目を加えることによって、組合員や地域の人々に伝えるべき内容を整理できると思われます。

(2) 保障の提供・提案による地域貢献

ここでポイントとなるのは、共済による保障の提供そのものが、営利主導ではない理念・運営原則の下で、事業環境や社会的課題の変化に対応しながら、経済的困窮の回避や自然災害からの復旧という形で、地域の人々の生活・生産・

労働の回復力（レジリエンス）や持続可能性を高めることに貢献しているということを知り、伝えることです。それぞれの協同組合が、誰の、どのような保障需要に応えようとしているか（不安やリスクを軽減しようとしているか、社会の変化に対応しようとしているか）を具体的に表現していくことが効果的であると考えられます。

組合員に保障を提供することがSDGsの実現に貢献するという考え方は、すでに「こくみん共済 coop SDGs行動宣言」（2020年）や「JA共済のSDGsへの取り組み」（2021年）において表明されています。このことを各地・各種の協同組合の組合員や地域の人々に広く伝え、今後の協同組合共済に関する共通認識としていくことが、2025年の国際協同組合年における重要な取り組み課題となるのではないのでしょうか。

また、地域の人々に、日頃意識していない将来のリスクを認識し、合理的に備えていただくという意味では、保障を設計し、提案する活動自体にも社会的意義があると言えます。この点も、共済事業の特質の一つとして考慮に値するでしょう。

(3) 共済事業の公益的役割

1. (2)で触れた「第1回2025国際協同組合年実行委員会」は、「協同組合に対する理解を促進し、認知度を高める」という活動目標について、「特に協同組合が地域社会の課題解決やSDGsへの貢献など公益的役割を果たしていることを発信します」と述べています。しかし、このことは必ずしも容易ではありません。

これまで、協同組合の関係者や一般の人々には、「協同組合は組合員の共通の利益のために事業・サービスを行う共益的な存在である」という考え方やイメージが定着してきました（表1④参照）。各種の協同組合の根拠法にも「事業の

(表3) 共済による地域社会への貢献に関する要素の代表例

<p>生命共済による保障の提供</p> <ul style="list-style-type: none">・ 稼ぎ手が亡くなった後の遺族の経済的困窮を回避する・ 病気・ケガに伴う医療費用の負担を軽減する・ 老後の生活費や医療・介護費用を確保し、健やかな生活を維持する [高齢化への対応]・ 子育てを支援する（子の病気・ケガ、教育資金、出生直後の入院・手術） [少子化への対応]・ 年齢や家族の状況の変化に応じて自在な保障設計を可能にする <p>建物共済による保障の提供</p> <ul style="list-style-type: none">・ 火災による焼失や自然災害による損壊からの生活再建を可能にする・ 大規模災害の後のコミュニティーの維持・再建につながる [気候変動・災害激甚化への対応] <p>自動車共済による保障の提供</p> <ul style="list-style-type: none">・ 交通事故の被害者を救済するための資力を確保する・ 交通事故による損害賠償・受傷による経済的負担を軽減する・ 自動運転技術の進展・社会実装に対応する <p>共済種類共通</p> <ul style="list-style-type: none">・ 低廉な掛金で保障を提供する <p>協同組合らしい地域貢献活動</p> <ul style="list-style-type: none">・ 健康の増進や防災・事故防止について啓発する・ イベントの開催や行事への参加を通じて人々の交流を図る・ 他の協同組合や自治体・企業・教育機関等と連携して地域貢献活動を行う・ 共済事業による収益をその地域での活動を通して還元する <p>共済資金の運用</p> <ul style="list-style-type: none">・ 持続可能性の維持・向上への貢献度を考慮して融資・投資先を選定する <p>環境への配慮</p> <ul style="list-style-type: none">・ 帳票・様式・資材等における紙の使用・運搬・廃棄を減らし、環境負荷を軽減する

(出典) 筆者作成

目的は組合員への奉仕である」旨の規定が置かれ、組合員以外の者が事業を利用することは制限されています。また、特に共済事業には、「共済による保障の設計・提供は、個人ないし世帯単位の出来事である」という性格があり、公益的な役割があるという認識が共有されているとは言えません。

しかしながら、2022年に施行された労働者協同組合法の第1条には、「多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資する」ことがこの法律の

目的であると定められており、協同組合の事業が持続可能な地域社会づくりに貢献し得るといふ、この時代ならではの考え方が示されています。

2025年の国際協同組合年において協同組合の公益的役割を発信して認知していただくことに取り組むということは、「共益」から「共益+公益」へ、という協同組合自身の側の認識の変革が必要となっていることを意味しています。本節(2)で指摘した「共済による保障の設計・提供そのものが地域社会への貢献である」という理解を広く共有することは、こうした意味でも重要だと考えられます。



万が一を助け合う共済の協同組合 (農協、生協、漁協、中小企業組合など)

共済とは、わたしたちの生活を脅かすさまざまな危険(生命の危険や住宅災害、交通事故など)に対し、組合員どうしで助け合う相互扶助を具現化した保障事業です。組合員があらかじめ一定の掛金を拠出して、協同の財産を準備し、死亡や災害など不測の事故が生じた場合に、組合員や遺族に生じる経済的な損失を補い、生活上の安定を図るため、そこから共済金を支払います。つまり、組合員の誰かが困ったときに、ほかの組合員全体が助ける仕組みです。

(出典)『2025年。国際協同組合年がやってくる。』2025年国際協同組合年全国実行委員会

(4) JCAパンフレットの補完

JCAは、2025年の国際協同組合年に向けての学習用資料としてパンフレット「2025年。国際協同組合年がやってくる。」を発行し、各地・各種の協同組合がその内容を自由に活用できるように、PDFで提供しています。このパンフレットのなかで、共済事業については、「掛金の拠出による協同の財産から組合員・遺族に共済金が支払われる助け合いの仕組み」という主旨の説明があるだけで、どのような形で地域社会に貢献するかが記載されていません。共済事業を行う協同組合は、それぞれの事業・活動を通じてどのように地域社会に貢献しているかについて、自らの言葉で具体的な説明を補完し、組合員や地域の人々に認知していただく必要があります。

2012年の国際協同組合年の際は、「東日本大震災からの復旧・復興」が基本的目標の一つであったことも踏まえ、「自然災害の後の迅速な損害調査と共済金の支払い」が強調された経緯がありますが、2025年にはこれとは違った、より本質的で多様なアプローチが望まれます。

3. 結語

協同組合や共済事業の価値・役割を、各地・各種の協同組合の組合員や地域の人々に認知していただくという取り組みは、2025年における一過性のイベントや広報活動で成し遂げられるものではありません。2026年以降も継続して取り組まれるべき認知度向上に向けて、質の高い学習・発信が広く行われる契機とすることができれば、2025年の国際協同組合年の大きな成果となるでしょう。

自分の協同組合の共済に加入することによってどのような意義があるのかを広く伝えることは、共済に加入する多くの組合員の満足感や信頼感を高めることにもつながります。多くの協同組合において、2025年の時代環境に合った認知度向上の取り組みが積極的に展開されることを期待します。